

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
 - ② 取締役としての業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 取締役の業務執行環境が害されること
- との要件を全て充足し、違法な行為をいわざるを得ない。

第4 原因並びに当社の内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の問題の分析

1 各問題行為の真因

当委員会が認定した問題行為の真因は、福村氏のコンプライアンス意識の欠如や経営者としての人格の異常性にある。

すなわち、福村氏は、役員報酬に関して、法令、定款及び当社の経営状態を無視し、自己の都合・利益を優先し、過大な報酬を決定し、経理部長であった下岡氏に指示して報酬支払名目に金銭を用立てさせ、下岡氏が指示に従わないとみるや、D氏に指示して振込を行わせた。福村氏は、取締役会の委任を受けていないにもかかわらず、自己の役員報酬を勝手に増額して支払わせた。これらは会社法・当社定款に反する違法、不当な行為であり、本件2億円出金行為に至っては、もはや明確な犯罪行為（特別背任罪）に該当する。

また、福村氏は、2024年7月頃、30億円の取締役会書面決議の提案が拒否された後、他の取締役に対して暴言等を行うようになったが、内容は、悪質な人格攻撃、脅迫行為であり、パワーハラスメントを超える犯罪行為というべきものである。

福村氏は、上場会社の経営者として必要なコンプライアンス意識が完全に欠如しており、モラルハザードというほかないが、他者の人格を尊重する人間性も欠如していると評価せざるを得ない。

また、福村氏は下岡氏に対し、「8月になれば売上が入る見込みがある。当社はこれだけ稼いでいるのだから、（自身の）4月から6月分の報酬を月額4,000万円に変更した上で未払分を支払うように」などと述べて金銭を要求しているが、実際には売上はなかった。役職員によれば、そもそも福村氏が述べる売上の見込みはおおよそ現実的な見込みではなかったとのことである。福村氏は、役職員に対し、証券会社や金融機関を買収する、などといった妄言を述べていたとのことであり、その真意は不明であるものの、都合の良い妄想に基づいて欲望の赴くままに自己中心的な振る舞いを続けており、経営者に値しないと断言できる。

2 ガバナンスの問題点

(1) 取締役会

当社取締役会の牽制機能が失われていたことは指摘せざるを得ない。

当委員会が認定した問題行為の大きな要因は、福村氏のコンプライアンス意識及び他者を尊重する人間性の著しい欠如にあり、その他の要因の寄与は大きいとはいえない。下岡氏は、取締役に就任した2024年6月27日以降も、福村氏からの報酬増額請求やこれに伴う金銭要求に唯々諾々と従っているもの、2024年7月22日の福村氏の要求は一応拒否する

姿勢を示している。また、当社取締役会は、福村氏による 30 億円の取締役会書面決議の提案を拒否している上、福村氏の横暴に対抗するために、秘密裡に弁護士に対する相談を進め、2024 年 8 月にはプロアクト法律事務所弁護士に業務委託をした上で、福村氏の代表取締役解職に踏み切っており、当社のため相応の努力をしている。

もっとも、当社取締役会は、以前から、福村氏の高額支出に関する取締役会議事録がバグデートで作成されるなど、内部統制上問題のある行為が行われており、これらに対して社外取締役らは、傍観視し、福村氏の横暴を積極的に防止行為に出るなどして牽制機能を果たしていなかった点は指摘せざるをえない。当該問題点については、当委員会がヒアリングをした取締役全員が、同趣旨の供述をしており、福村氏に対して意見を述べた社外役員は、辞任するか再任されないなどして当社を離れており、福村氏に対して意見を言わない役員しか残れず、残った取締役らは、既に福村氏に意見することは無意味であると考え、取締役としての職責を果たすことを諦めていた。

このようにして、当社取締役会は牽制機能を失っていた。

(2) 監査等委員会

監査等委員会は、取締役会開催後に短時間開催したにとどまり、当社の問題点を積極的に探索し、議論した様子は見受けられず、内部監査室（ただし、実際には内部監査室には人員はいなかった。）との関係・情報交換も行われておらず、有効に機能していたとは認められない。

まず、常勤監査等委員として監査等委員会監査の中核を担うべき福島氏は、日常は営業関連の業務に従事し、監査としては前任者から引き続いた監査報告書などを更新して当期の書面を揃えるに留まり、役員の行動や業務を牽制する役割を果たしておらず、社外監査等委員も、福島氏とコミュニケーションを図り、内部監査の実情を把握する動きを取っていなかったことが認められる。

もっとも、事態が表面化した 2024 年 8 月ころからは、監査等委員らが福村氏の横暴に対抗するために、社外の弁護士に対する相談を進め、プロアクト法律事務所弁護士に業務委託をし、福村氏の代表取締役解職に踏み切るなど、相応の努力をしている。

(3) 内部監査

ア 業務監査について

業務監査は「内部監査規程」に基づき、年間内部監査計画が毎年策定されているように見えるが、常勤監査等委員福島氏が監査法人の助言を得ながら、前年踏襲して焼き直していたに過ぎず、内部監査室室長である G 氏は、専らボン・サンテの業務を担当し、その営業部長の名刺を携行し、内部監査業務は一切実施せず、他の役職員が業務監査を実施した形跡も確認できなかった

イ 内部統制報告制度（J-SOX）について

内部統制報告制度（いわゆる J-SOX）とは、ディスクロージャーの信頼性を確保するための企業における内部統制が有効に機能していることを経営者自らが評価し、「内部統制報告書」を金融商品取引法に基づき作成することを義務づけた制度である。開示企業における内部統制の充実は、個々の開示企業に業務の適正化・効率化等を通じた様々な利益をもたらすと同時に、ディスクロージャーの全体の信頼性、ひいては証券市場に対する内外の信認を高めるものであり、開示企業を含めたすべての市場参加者に多大な利益をもたらすものであり、「内部統制報告書」は公認会計士等による監査を受けることとされている。

年間内部監査計画によると、内部統制報告制度に係る計画が記載されているが、上記アのとおり、内部監査室室長である G 氏は計画の策定はおろか内部統制報告制度に係る一切の業務を実施しておらず、監査法人対応を含めた内部統制報告書制度対応については、監査等委員である福島氏が監査法人の助言を得ながら実施していたに過ぎない。

ウ 小括

内部監査について、内部監査室長が形式的に任命されていたものの、その実態は、業務監査及び内部統制報告制度対応の一切の業務を実施しておらず、当社の内部監査は機能していなかったといわざるを得ない。

（４）内部通報制度

当社は、「内部通報制度運用規程」を設け、社内は内部監査室内、社外は、業務委託先である外部業者に通報窓口を設ける形を装っていたが、内部監査室には人員が配置されず、外部業者に通報しても、福村氏の元に情報が上がる実情にあり、代表取締役が横暴を極め、社外取締役を含めた取締役が牽制機能を失った状況にあっては絵にかいた餅以下の実態であった。

福村氏の独断専行に苦慮し、コンプライアンス順守に意を用いていた下岡氏でさえ内部通報制度を利用していなかった。

（５）代表者印、銀行印の適正な管理

当社における銀行印及び通帳の管理について付言すると、当社は、送金のために必要となる当社の銀行印及び通帳は、経理部長が金庫において管理しており、管理体制に不備があったとは認められない。

本件出金行為の問題は、福村氏による詐欺的な手法による犯罪行為によるものであり、管理体制の不備によるものではない。

第5 再発防止策の提言

1 福村氏の影響力の排除・経営体制の見直し

福村氏は、刑事犯罪に該当するようは違法な行為や弁護士による制止警告にもかかわらず、役職員に対する不当な暴言等を繰り返している状況にあつて、当委員会は公正で妥当な判断をするため、福村氏による弁明・主張を得るべくメール送信や書面郵送を行い、更には福村氏の代理人弁護士（福村氏・当社間の仮処分事件の訴訟代理人である。）にも協力要請を求めたがいずれも黙殺されている。こうした対応は上場会社の責任者として明らかに問題であり経営者としての資質はないというほかなく、最善の再発防止策としては、福村氏の影響力を排除することである。福村氏は直ちに取締役を辞任すべきであるし、当社はその排除のために必要な措置を講じるべきである。

もともと、福村氏は親族保有分と合わせ、当社の発行済み株式総数の約27%（2024年11月13日時点）を占める大株主であり、株主権を通じて、当社に対して多大な影響力を有しているため、当社の株主構成については慎重な検討、対応が必要になると考えられる。

2 指名報酬委員会の設置・社外役員の過半数化

適正な経営が行われるためには、上場会社の取締役として適任である人材を選別し、取締役会・監査等委員会の牽制機能を強化する必要がある。そのため、取締役候補者の選定について指名報酬委員会を設置するなどして、選定プロセスを見直し、役員選定ガバナンスの充実に努めるべきである。

また、取締役会・監査等委員会の牽制機能を強化する観点から、社外役員を過半数とし、業務執行取締役に忖度せず意見を述べ、不適切な行為については断固たる行動が取れる、専門的知識・能力を有する社外取締役を選任するべきである。

3 取締役会・監査等委員会等によるガバナンス機能の強化

（1）取締役会への情報共有と情報伝達の改善

当社の取締役会においては、情報共有や役員資料の充実が十分でなかったことから、情報共有すべき事項や付議事項を明確にすべきである。特に、高額商品の購入や、投資を行う場合など重要な経営判断を行う場合には、事前に余裕をもって、審議するための十分な資料を提供すべきである。

（2）監査等委員監査の強化（専門的アドバイザーからの助言）

社外取締役・監査等委員は、職責に対する十分な自覚と責任感が薄く、適切な業務監査を行わなかった結果、福村氏の問題行動に関する情報を共有せず、その暴走を許したと言っても過言ではない。かかる状況を是正するためにも監査等委員は、速やかに実体ある監査等委員監査を行えるように体制を整え、専門的アドバイザーを選任してサポートを受け、内部監査室やその他取締役、執行役員などの社内人材と及び会計監査人との連携の強化を図るべ

きである。

(3) 内部監査体制の強化（人員の増員と専門的アドバイザーからの助言）

当社では、内部監査室とは名ばかりで、人員は配置されておらず、内部監査は実質的には行われていなかった。

速やかに、内部監査室に、人員を配置して、上場会社として必要な内部監査体制を整えるべきである。

また、当社は長期間、内部監査が適切に行われていなかったことに鑑みると、内部監査体制を整え、強化するために、専門的アドバイザーを選任してサポートを受けるべきである。

4 本件を踏まえた個別的な対応

(1) 役員経費精算のルールの改善と運用の徹底

当社は、決裁基準や稟議手続を定めており、役員経費精算ルールは定められていたものの、福村氏の独断によって無効化されていた。また、福村氏は、クラブなどで高額な支出を複数回行っていたが、同行者や会の目的などは申告しておらず、記録もされていなかった。

かかる状況を是正するために、「役員経費精算規程」を速やかに整備し、規程において経費精算の性質や上限、精算手続を明記すべきである。

5 企業風土の刷新に向けた役員や管理職以上の社員に対する、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びパワーハラスメント防止に関する研修の継続的な実施

福村氏による、悪質かつ重大な違法行為、パワーハラスメントはもちろんのこと、従前から、当社のコーポレート・ガバナンスは十分機能していなかったことを踏まえると、企業風土の刷新に向けた取組みは必須であり、役員（今後新しく選任された役員を含む。）や管理職以上の社員に対する、コーポレート・ガバナンス、コンプライアンス及びパワーハラスメント防止に関する研修の継続的な実施は必須である。

6 内部通報窓口の機能充実と周知徹底

当社は、「内部通報制度運用規程」を設け、社内は内部監査室内、社外は、業務委託先である外部業者に通報窓口を設けていたものの、レポートライン上に取締役会があることによって、内部通報制度が機能不全に陥っていたことも問題である。

一般的に、役員や幹部職員の不正行為に関する内部通報には、通報側の心理的障壁が存在するため、その活用が十分にされない可能性がある。

改めて、当社と利害関係を有さない弁護士等の専門家が担当する外部窓口の設置等の内部通報制度の見直しを図り、さらに役職員への周知の徹底を行うべきである。

第6 役員に対する責任追及に関する提言

1 福村氏

(1) 本件役員報酬増額等行為

上記第3 1エ(4)のとおり、会社法361条及び当社定款28条は、取締役の報酬等は株主総会決議によって定める旨を定めているところ、2023年6月29日開催の当社定時株主総会は、監査等委員である取締役を除く報酬限度枠につき、年額3,000百万円以内(うち社外取締役の報酬は年額30百万円以内)と決議している。

そして当社では、同日開催の取締役会が、「本年度の各取締役の具体的な報酬額の決定」を代表取締役社長に一任する決議をしているものの、翌2024年6月27日に開催された取締役会は、同旨の決議をしていない。したがって福村氏には、同年度における報酬額の決定権限がなかった。

しかも当社は、前期以来多大な営業損失を計上し続けていると共に、資金繰りにも窮している状態であり、福村氏に対して、月額4,000万円であるとか、6,000万円であるとか、あるいは1億円といった報酬を支払うべき状況になかった。

そうであるのに福村氏は、同年度において、何らの正当な権限もないまま本件役員報酬増額等行為を行い、自身の報酬を増額させた。

当社はそれにより額面にして2億2,000万円、実支給額として1億2,060万3,336円の、正当な根拠のない役員報酬支払という財産上の損害を被った。

このような福村氏の行為は、善管注意義務及び忠実義務(会社法330条及び民法640条、会社法355条)への違反であると共に、福村氏に不当利得(民法703条。かつ、福村氏の悪意は明らかと考えられるため、民法704条の適用もある。)の返還義務を生じさせる。

当社はこれらについて、企業価値を回復するため、福村氏に返還請求等を行うことを提言する。

(2) 本件出金行為

刑事上の責任に関し、上記で詳述したとおり、福村氏に対する特別背任罪等による刑事告発の、真摯な検討を行うことを提言する。これは当社の説明責任を果たし、その企業価値を回復すべき観点からも重要であり、民事上の責任に関しても、上記のとおり、正当な権限もなく違法に行って当社に損害を与えている。

少なくとも、現在まで返還されていない1億2,000万円については、不法行為責任(民法709条)による支払請求を行うことを提言する。

(3) 経費支出

福村氏は、上記第3 3(2)ウ④のとおり、業務関連性に疑義のある370,021円の個人的経費支出を行っている。なおかつ当社は、過去に監査法人から、経費計上していた8,741,160円が福村氏による個人的経費支出である旨の指摘を受け、それを接待交際費から

立替金に振り替えている。

それだけでなく当社では、福村氏による二重払い等の不正支出が行われている可能性があるほか、必要な取締役会決議を経ない高級クラブ等における接待交際費の支出も行われている。

ほかにも福村氏は、教育事業部への投資、高額車両の購入、エステ事業開始の譲受のほか、資金の借入、貸付及び債務保証行為及び剰余資金の運用についても、取締役会議事録をバックデータで作成するなどして、実質的な取締役会決議を経ずに支出している。そのためこれらの支出にあたって行われるべき、取締役会における支出の必要性等に関する検証等は、何ら行われていない。

当社においては、これらのように、福村氏による個人的支出又はその疑義のある支出、及び福村氏の恣意的な独断により当社に損害を生じさせかねない違法な支出が行われている以上、真実解明及び企業価値の回復という観点から、福村氏に対する不法行為(民法709条)に基づく損害賠償請求を行うことを提言する。

(4) 罵倒・暴言等

福村氏による各取締役に対する罵倒・暴言等について付言すると、上述したとおり福村氏は各取締役に対し、取締役間において

- ① 優越的な関係を背景とした言動であって、
- ② 取締役としての業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③ 取締役の業務執行環境が害されること

の要件が認められる違法な行為を繰り返していたことが認められる。

そのため各取締役においても、福村氏に対する、不法行為責任等、民事上の責任追及を行う可能性がある。

当社としても、当社における就労環境の改善及びその悪化に関与したものに対する責任追及が当社の企業価値を向上させることに鑑み、当社役職員が福村氏に対する責任追及をする場合には必要な支援等を行うことが考えられる。

2 福島氏

福島氏は、2017年6月29日に開催された当社の定時株主総会で選任された、常勤の取締役監査等委員であり、会計監査に関する責任を司る立場にあった。

しかしながら、福村氏による不当な経費支出等については、取締役会において審議がなされない状態を放置し、その是正等を図ろうともしておらず、取締役監査等委員として稼働をしていなかったため、その機能を果たしてもいなかった。

福島氏が取締役監査等委員として機能していなかった点については、善管注意義務(会社法330条及び民法640条)の違反と認められる可能性があるため、当社として一定の処分を検討するべきである。

他方、福島氏は、2024年7月以降、福村氏による本件役員報酬増額等行為及び本件出金行為につき下岡氏に知らされて以降は、他の取締役と共に取締役会において同人を代表取締役から解職するなど、当社に生じる損害の拡大を防いでいる。

そのため、これらの行為については、福島氏に何らかの責任が認められるとまではいえない。

3 岩田氏

岩田氏は、2022年6月29日に開催された当社の定時株主総会で選任された、社外取締役監査等委員であり、福村氏による私的又は権限のない経費支出が行われていた時期には既に取締役に就任していた。

この頃には福村氏による取締役会決議を経るべき高額の支出に関し、事後的に取締役会議事録が作成され正当な手続きを踏んだように糊塗する行為が行われているが、岩田氏はそれへの押印を拒絶し加担していない。

しかしながら岩田氏は、こうした取締役会議事録を糊塗する行為につき制止まではしていない。さらに同氏につき、取締役監査等委員として実質的に機能していたとも認められない。この点については善管注意義務（会社法330条及び民法640条）への違反と認められる可能性があるため、当社として一定の処分を検討すべきである。

他方、岩田氏は、2024年7月以降、福村氏による本件役員報酬増額等行為及び本件出金行為につき社内の役職員に知らされてからは、他の取締役と共に取締役会において福村氏を代表取締役から解職するなど、当社に生じる損害の拡大を防いでいる。

そのため、これらの行為については、岩田氏に何らかの責任が認められるとまではいえない。

4 下岡氏

下岡氏は、2024年6月27日に開催された当社の定時株主総会で選任された取締役であるが、それ以前は絶対的権力者であった福村氏の指示に従わざるを得なかった経理部長に過ぎず、福村氏による不当な経費支出を制止することは困難な立場にあった。

しかしながら、取締役に就任して以降、約1か月の間に行われた本件役員報酬増額等行為については、下岡氏に責任が全くないとはいえない。下岡氏が取締役に就任した直後であり、それまで長年の間継続していた福村氏との絶対的な上下関係の影響が残る時期であったとも思料され、月額1億円への報酬増額の指示については自らがそれを支払うことは拒絶しているものの、それ以上には適切な対応をしていないことは事実である。そのため、善管注意義務が問われる可能性が否定できず、当社として一定の処分は検討されるべきである。

本件出金行為に関しても、D氏に対しては加担してはならない旨を述べたものの、福村氏に対する直接の制止等を行っておらず、十全の対応をしていたとまではいえない。しかしな

がら、積極的に加担した事実もなく、寧ろ、福村氏による 12 億円の引出しの際には、銀行に働きかけてそれを制止しようとし、その頃からは福村氏による取締役会上程議案に対して損害を与えかねないものについて反対意見を表明し、取締役への就任 2 か月経過後には、福村氏から権限を剥奪の上、当社に生じる損害の拡大を防止する対応を行っている。

そのため、本件出金行為につき下岡氏に何らかの責任が認められるとまではいえない。

5 浪川氏

浪川氏は、2024 年 6 月 27 日に開催された当社定時株主総会において選任された取締役監査等委員であるところ、社外取締役として当社に常駐せず、当社への関与としては取締役会への数回の参加が中心であるが、福村氏の問題行為は、浪川氏の取締役への就任以前か、又は就任直後である約 1 か月以内に集中して行われているため、本調査の対象となった福村氏の行為を察知する機会にも、それを防止する機会にも、著しく乏しかったと認められる。

福村氏の不適切な行為を察知して以降は、他の取締役と共に取締役会において同人を代表取締役から解職するなど、当社に生じる損害の拡大を防いでいる。

そうであれば、浪川氏について何らかの責任があるということとはできない。

第 7 結語

上記第 4 1 のとおり、当委員会が認定した問題行為の真因は、福村氏のコンプライアンス意識の欠如や経営者としての人格の異常性にある。

福村氏は、当社の代表取締役であったことに加えて当社の総議決権の約 4 割を保有する筆頭株主であったという資本の力を背景に、恣意的な経費支出、自身の役員報酬の増額、高額の出金、及び役職員に対する罵倒等の行為を繰り返し、当社の内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスに限界を迎えさせた。

福村氏による本件のような経営状況が継続するのであれば、当社は上場に値しない会社であるといっても過言ではなく、早急に経営体制を改めるべきである。

以上

ヒアリング対象者一覧

氏名	ヒアリング実施時の役職・所属等（括弧内は前職）
下岡 寛	当社代表取締役
E	老松酒造取締役営業本部長
D	当社従業員
B	（元当社取締役経理部長）
福島 寧夫	当社取締役監査等委員
G	当社内部監査室長
岩田 篤	当社取締役監査等委員
KDA 監査法人	当社会計監査人

当社の沿革

年月	概要
2004年5月	株式会社[]は、株式移転の方法により、純粋持株会社を設立することを取締役会で決議
2004年6月	株式会社[]の株主総会の決議により、上記の純粋持株会社設立を承認
2004年10月	株式会社[]は、株式移転により当社を設立 当社の普通株式を、東京証券取引所の市場第二部に上場
2005年5月	株式会社オリオンキャピタル・インベストメント（現・連結子会社）を設立
2005年6月	株式会社ボン・サンテの株式を取得
2005年10月	株式会社創研（現・連結子会社）の株式を取得
2005年11月	株式会社創育（現・連結子会社）を設立
2005年11月	老松酒造株式会社（現・連結子会社）の株式を取得
2005年12月	[]株式会社の株式を取得し、第三者割当増資を引受
2006年1月	株式会社[]の第三者割当増資を引受
2006年3月	株式会社[]を設立
2006年9月	株式会社[]との資本提携及び業務提携のため、株式会社ボン・サンテの株式の一部を譲渡
2006年12月	株式会社[]（現：株式会社[]）と、不動産事業に関する業務提携を締結
2006年12月	上記の業務提携に伴い、開発型不動産事業をより効率的に行なうため、子会社である[]株式会社の全株式を、株式会社[]（現：株式会社[]）に譲渡
2007年3月	株式会社エスジーエヌ、株式会社ウィッツ、株式会社[]及び株式会社なごみ設計の株式をそれぞれ取得し、子会社化を実施
2007年7月	連結子会社の株式会社[]が、その子会社である株式会社東北理化及び株式会社九州理化の吸収合併を実施
2008年8月	株式会社[]（現：株式会社[]）と、不動産事業に関する業務提携を解消
2009年7月	株式会社[]の全株式を売却
2012年12月	本店の所在地を東京都中央区銀座一丁目19番7号へ移転

年月	概要
2014年4月	株式会社[]及び株式会社[]を吸収合併
2016年10月	株式会社[]の全株式を売却
2017年7月	本店の所在地を東京都江東区南砂二丁目36番11号へ移転
2020年4月	株式会社なごみ設計の全株式を売却
2021年7月	株式会社[]の全株式を売却
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第二部からスタンダード市場へ移行
2022年7月	本店の所在地を東京都中央区銀座八丁目9番13号へ移転
2023年10月	株式会社TransCool（現・連結子会社）の株式を取得
2024年5月	株式会社エフミート設立
2024年7月	株式会社ボン・サンテの食肉事業を株式会社エフミートに承継、株式会社ボン・サンテの全株式を売却
2024年7月	株式会社エス・サイエンスより株式会社なごみ設計（現・連結子会社）の株式を取得

当社グループの会社

ア 連結子会社

報告書日現在、当社の主要な連結子会社は、以下の 8 社¹⁵である。

会社名	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業内容	議決権の 所有(間接 所有)割合 (%)	役員の 兼任
株式会社 エフミート	神奈川県川崎市	10 百万円	食品流通事業	100.00	1 名
老松酒造株式会社	大分県日田市	45 百万円	酒類製造事業	100.0	2 名
株式会社創育	東京都江東区	100 百万円	教育関連事業	100.0	2 名
株式会社創研	大阪市城東区	100 百万円	教育関連事業	83.0	1 名
株式会社 TransCool	北海道苫小牧市	0 百万円	教育関連事業	100.0	—
株式会社ウィッツ	東京都江東区	40 百万円	その他の事業	100.0	—
株式会社オリオン キャピタル・イン ベストメント	東京都江東区	100 百万円	その他の事業	100.0	—
株式会社 なごみ設計	神奈川県横浜市	30 百万円	その他の事業	100.00	—

イ 持分法適用会社

報告書日現在、当社の持分法適用会社は、以下の 1 社である。

会社名	住所	資本金又は 出資金	主要な 事業内容	議決権の 所有(間接 所有)割合 (%)	役員の 兼任
株式会社エス・サ イエンス	東京都中央区	100 百万円	その他の事 業	21.9	1 名

¹⁵ その他、老松酒造株式会社の 100%子会社（当社の孫会社）であり、実質的に休眠状態となっている株式会社新教育研究協会がある。

業績の推移（経営成績・財務状態）

ア 経営成績の推移（単体）

2020年3月期以降の当社の経営成績の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3
売上高 (百万円)	604	883	1,331	591	599
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	234	508	945	45	△659
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	251	523	956	65	△130
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△441	617	618	△49	△1,814
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△5.15	8.24	8.25	△0.66	△24.22

イ 経営成績の推移（連結）

2020年3月期以降の当社グループの経営成績の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3
売上高 (百万円)	15,935	15,771	15,522	17,917	19,035
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	△199	646	486	△21	△1,525
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△188	660	475	△52	△909
親会社株主に帰属する当 期純利益又は親会社株主 に帰属する当期純損 (△) (百万円)	△315	762	168	△63	△1,346
1株当たり当期純利益又は 1株当たり純損失 (△) (円)	△3.69	10.18	2.25	△0.85	△17.98

ウ 財政状態の推移（単体）

2020年3月期以降の当社の財政状態の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3
総資産額 (百万円)	2,848	3,457	3,856	4,037	2,433
純資産額 (百万円)	2,561	3,207	3,373	3,174	1,285
利益剰余金 (百万円)	△441	617	1,085	886	△1,002
1株当たり純資産額 (円)	34.20	42.83	45.05	42.39	17.17

エ 財政状態の推移（連結）

2020年3月期以降の当社グループの財政状態の推移は、以下のとおりである。

決算期	2020/3	2021/3	2022/3	2023/3	2024/3
総資産額 (百万円)	5,195	5,815	5,588	6,222	6,016
純資産額 (百万円)	2,753	3,545	3,262	3,059	1,627
利益剰余金 (百万円)	△249	954	973	759	△661
1株当たり純資産額 (円)	36.77	47.34	43.56	40.85	21.73

当社の決裁基準一覧

XI 経費等の一般支出基準		株主総会	取締役会	代表取締役	担当取締役	稟議書	
1	一般支出基準						
	(1)物品購入等				決裁		
	①10万円未満(1件)						
	②10万円以上～50万円未満(1件)			決裁			
	③50万円以上～300万円迄(1件)			決裁		稟議書②	取締役調覧
	④300万円超(1件)		決議				
	(2)出張交通費				決裁		
	①50万円未満(1件)						
	②50万円以上～100万円未満(1件)			決裁		稟議書②	取締役調覧
	③100万円以上～300万円迄(1件)			決裁		稟議書①	
	④300万円超(1件)		決議				
	(3)会議・交際費				決裁		
	①50万円未満(1件)						
	②50万円以上～100万円未満(1件)			決裁		稟議書②	取締役調覧
	③100万円以上～300万円迄(1件)			決裁		稟議書①	
	④300万円超(1件)		決議				
	(4)小口現金				決裁		
	①10万円未満(1件)						
	②10万円以上～50万円未満(1件)			決裁			
	③50万円以上～300万円迄(1件)			決裁		稟議書①	
	④300万円超(1件)		決議				
2	情報システムに関する投資						
	(1)単発契約				決裁		
	①100万円未満(1件)						
	②100万円以上～300万円迄(1件)			決裁			
	③300万円超(1件)		決議				
	(2)継続契約				決裁		
	①10万円未満(1件)						
	②10万円以上～100万円未満(1件)			決裁		稟議書②	取締役調覧
	③100万円以上～300万円迄(1件)			決裁		稟議書①	
	④300万円超(1件)		決議				

福村氏による接待交際費の支出明細 (税込)
(2023年4月から2024年6月まで)

(単位：千円)

	2023年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
接待交際費	13,263	18,347	12,946	19,162	9,516	19,108	16,805	8,763	7,210
	2024年								合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	不明		
接待交際費	4,684	4,152	6,825	7,524	5,381	841	1,646	156,182	

福村氏による高額な支出を伴う主要店舗の費消状況明細（税込）

（単位：千円）

店舗名	所在地	金額
██████████	██████	99,131
██████████	██████	10,792
██████████	██████	10,167
██████████	██████	4,366
██████████	██████	4,150
██████████	██████	3,820
██████████	██████	3,212
██	██████	2,800
██████████	██████	2,060
██████████	██████	1,530
██████████	██████	1,451
██████████	██████	1,434
██████████	██████	3,212

福村氏による旅費交通費その他支出明細（税込）

（2023年4月から2024年6月まで）

（単位：千円）

	2023年								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
旅費交通費	607	750	288	718	282	436	801	550	242
その他	87	114	118	115	147	103	91	123	167
	2024年								合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	不明		
旅費交通費	192	2,048	285	287	278	200	—		7,971
その他	158	153	89	105	80	73	2		1,732

件外事案として検討した臨時取締役会決議事項（その他）の一覧

項番	決議日	決議事項	議案内容
1	2023年1月6日	短期貸付金の件	<p>当社及び子会社である株式会社ウィッツに関連する訴訟に対する判決を受け、原告に対する損害賠償金について、当社及び株式会社ウィッツは支払総額の2/3を連帯して支払い、当社代表取締役社長である福村氏が支払総額の1/3を支払う見通しであったが、全額を福村氏が負担することとしたため、支払額2億7636万6019円を貸付金として処理することについて審議されたい。</p> <p>貸付期間：2022年12月5日～2023年12月4日 金利：1.0%</p>
2	2023年1月6日	ボン・サンテ経営指導料の件	<p>ボン・サンテの経営指導料について、月額6,000万円、年額7億2000万円としていたが、経営指導料を負担したボン・サンテ単体での営業損益が赤字になってしまう可能性が高く、12月からの経営指導料の請求を停止し、年額4億8000万円に留めることについて審議されたい。</p>
3	2023年2月27日	株式購入 「 」の 件	<p>Fに2億9000万円を預け、それを元手に の株式を売買目的で購入したく本議案を上程した。</p>
4	2023年2月27日	CM 広告（難 関中学受 験動画配 信）の件	<p>当社の教育事業として、難関中学受験に特化した授業（動画配信）の生徒募集をCM広告したく、本議案を上程したい。広告費は1404万7千円で3月より1か月間放映となる。本件に関しご異議ないか。</p>
5	2023年2月27日	老松酒造 新商品の CM 広告 について	<p>2023年4月3日より出荷開始となる新商品「シン・ENMA」「シン・Prime ENMA」につき、関東・関西・九州エリアにCM広告したく本議案を上程したい。広告費は4月分2億1192万5450</p>

			円（制作費含む）、5月分 6490万円となる。本件 に関しご異議ないか。
6	2023年2月27日	老松酒造 における エルアイ イーエイ チより借 入の件	新商品「シン・Prime ENMA」「シン・ENMA」 のCM 広告料支払いのために、4月分 2億 1200 万円、5月分 6500万円を株式会社エルアイイー エイチに借入をお願いしたく、お諮りしたい。
7	2023年10月13 日	冬期講習 会テレビ CM 放送 料の件	中学生向け冬期講習会のテレビ CM を 12/1～ 12/28 の間、以下の地域で放送予定である。 関東地区： [REDACTED] [REDACTED]（放送料：71,500,000円 税込） 関西地区： [REDACTED] （放送料：16,500,000円 税込） 北海道地区：（放送料：3,300,000円 税込） 冬期講習会 15秒 CM 制作費 4パターン「難関 都立、都立、神奈川公立、大阪府立」 （2,256,650円 税込） 合計 93,556,650円（税込）となる点、上程す る。
8	2023年12月8 日	教育関連 事業 テ レビ CM 放送の件	中学生向け冬期講習会のテレビ CM を関東地 区、関西地区、北海道で12月にやっているが、 追加で中京地区、九州地区、北海道でCM を放 送予定である。 中京エリア：愛知、岐阜、三重 （放送期間：1/6～2/5、放送料：11,901,450円 税込） 九州地区：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮 崎、鹿児島 （放送期間：1/6～1/19、放送料：10,162,518円 税込） 北海道地区：（放送期間：1/6～1/15、放送料： 2,304,500円 税込）

			合計 24,368,468 円 (税込) となる点、上程する。
--	--	--	---------------------------------

下岡氏に対する暴言等

日時	内容	評価
2024年7月5日	株が買えなくした事の株式での損害をメインに損害賠償請求をさせて貰う 40 兆円の株を買うチャンスを失った損害賠償は何兆単位の損害賠償請求になると思う、 ■ が法律的には赤の他人だけど、お前が死ぬまで請求する。自宅は ■ が ■ を出したけどそれを除くのはお前の ■ ■ だから家は差し押さえさせて貰う。地裁、高裁、で4年は裁判させて貰う。この案件は最高裁にはいかないから、4年ぐらいの裁判になるだろう。日本を代表する弁護士を頼まないとこちらは日本を代表する ■ 法律事務所だから！	損害賠償及び家の差押えを指摘しており①の類型に該当する。
	■ 法律事務所に ■ を使って 40 兆円の資金を使って何十兆円の利益を得られる機会を失ったから逮捕してくれと頼むから覚悟しとくように、確実に逮捕され、実際に検察で起訴されるかは、わからないけどなあ。逮捕はテレビに出て家族、親戚が悲しむぞ！	逮捕の指摘を行っている点で①の類型、家族・親戚への害悪の告知の点で②の類型に該当する。
	お前の不正と会社に損害を与えた事を徹底的に暴く！	損害を与えたことを前提に徹底的に暴くとしており①の類型に該当する。
2024年7月21日	岩田、浪川にもお前達も逮捕されることは伝えた！	逮捕の指摘を行っている点で①の類型に該当する。
	明日お前を投資を邪魔した事による損害賠償請求をやるかどうかの取締役会を開く、他のものは監査役だから訴えられない。否決されるだろうけど。10月15日 ¹⁶ は認められるだろうから、9月から準備に入る。	損害賠償の指摘について①の類型、臨時株主総会を開催する点を指摘する点で④の類型にも該当

¹⁶ 「10月15日」というのは当社が2024年10月15日に開催を予定していた臨時株主総会の日を指す。なお、2024年10月15日に予定していた臨時株主総会は、取締役会にて招集を撤回している。

		する。
	お前は財産は、家以外はないけど、家は間違いなく没収されるなあ！	財産の没収を指摘する点で①の類型に該当する。
2024年7月31日	明日の役員会で、お前ら4人が会社に損害を与えたといっって何故は委任になり逮捕されるのかの説明をしながら、刑事裁判が得意な弁護士に聞けばすぐわかるから、会社に損害を与えたということになるから民事の損害賠償請求をされ賠償しなければならなくなるから！	逮捕及び損害賠償の指摘を行う点で①の類型に該当する。
	背任は刑法第247条	同上
	今日の役員会での浪川の顔を見たか、お前の顔を悪者打ってみたい、お前は、馬鹿なお前の判断で彼らは起訴されなくても逮捕され事への申し訳なささはないのか、お前は次男で自己中で生きてきたから何にも感じられないのだろうけど、お前みたいなアホな奴に唆され本当に可哀想だ（絵文字）	①の類型及び⑤の類型に該当する。
2024年8月4日	俺は今や検察庁長官に指示するポジションになったけど、それよりも重要なことは■■■■の人生への影響。父親が犯罪者になった後の■■■■の人生は大変なことになる！！	②の類型に該当する。
2024年8月14日	中間決算は黒字になる、俺が業務スーパーで利益を出した。本当にお前は馬鹿だなあ〜。これを掲示板に載せようか、阿保の下岡寛と、■■■■にも■■■■にも分かるように！	⑤の類型に該当する。
2024年8月15日	創育でもかなり利益が出る。取締役会をきちんとやれよ！馬鹿な事ばかり考えないで、まあ口が達者になったなあ、うるさい程に、お前程馬鹿は珍しいよ。・・・福島は常勤取締役で毎日会社に来ているわけで、非常勤取締役とは違うから、あいつは逮捕させないといけないかもなあ。会社とお前と和解すれば、首謀者がいなくなるから逮捕できないけど！	①及び⑤の類型に該当する。
2024年8月19日	阿保の下岡、俺も役員だから、取締役会で決めたというなら、俺に取締役会の通知を出さないとダメやろ。取締役会は成立していない。お前の欲望だけで動いているから、会社の損害になる。こういう事も刑事裁判の証拠として不利に働くぞ！民事は最低地裁2年、高裁2年計最低4年はかかるぞ！	①の類型に該当する。

2024年8月20日	<p>■■■■ 弁護士によると、今年の有価証券報告書に役員 の給料の総額が 30 億円で給料は、社長が決める事になっ ていると決まっているとの事。知識がない会社法で決ま っているという阿保の主張は間違い。コマーシャル代金 を明日払え、さもなければお前の家に丸の内刑事を連れ ていき引っ張って送金させるぞ。阿保の下岡、会社法のど こに俺に給料を払わなくていいと書いてある。全てお前 の発言は、裁判に使う。本当にお前はアホやな！</p>	①及び⑤の類型 に該当する。
2024年8月21日	<p>ちゃんとパソコンを開け渡し、支払いを E、もしくは G にやらせない場合は違法な事をやって俺にも、E、G の給 料の支払い、コマーシャル代金の支払いができないから 丸の内警察に行つて、事情を話してお前の家に行つて警 察問題にして刑事と一緒に会社に連れて行き送金出来る ようにする。・・・</p>	①の類型に該当 する。
	<p>刑事ではなく、検察を呼ぶ。コマーシャル代金を払わない と 1 兆円の被害が出るから、検察を呼ぶ。ちゃんとコマ ーシャル代金を払わないと大変な事になる！</p>	①の類型に該当 する。
2024年8月23日	<p>大株主として株主総会を開くように裁判所に申請を出 す。来年の 6 月まで待てないから！覚悟しとけよ！</p>	④の類型に該当 する。
	<p>阿保の下岡。俺を解任するには想定していたぞ、まあ会社 に莫大な損害を出させて、代表取締役だからお前の 7 万 株は、これで消滅！</p>	①の類型に該当 する。
2024年8月24日	<p>来年の株主総会の 6 月からの 30 億円を使って空売りで 10 億円利益が出るから、お前に 10 億円の損害賠償が出 来る。7 月に会社に 30 億円株で空売りさせてと言ってい たから、30 億円合ったらどれだけ儲かっていたかを実証。 これでお前は間違いなく、金額大きいから実刑で執行猶 予は付かない！</p>	①の類型に該当 する。
2024年8月25日	<p>この前の日程のまま臨時株主総会は開かれる。臨時株 主総会を開く主体が俺に変わっただけ。30 億円の運用で 60 億円の利益が出るから、お前は会社に 60 億円の損を させた事になり背任の最高実刑 7 年が言い渡される、俺 の代表解任などやっているから裁判所の心証最悪。福島、 岩田、浪川もあまりにも 60 億円の損害だから実刑にな る。解任を撤回でもしたら裁判所も情状酌量をしてくれ るかも。凄い事になったなあ。俺には神様さまがついてい</p>	①及び④の類型 に該当する。

	っらしやるからなあ！アー大変な事になった！	
2024年8月26日	お前が逮捕され最高実刑7年になったら、お前の家族くに毎日のように取材しお前の[REDACTED]に取材に行かせ、結婚相手には親がこうであったと真実を伝える。俺は全てのテレビ局を買収しているから真実を伝えるのに何でもできる。[REDACTED]も[REDACTED]をお前も死ぬまで追っかける。真実だけ何れ何も問題はない。それだけの事をお前にやらさせる気にさせた！	①、②及び③の類型に該当する。
	給料を上げる要求を出してきたから解任したと言ってるが、株主の[REDACTED]掲示板に能無し下岡がクーデターを起こしたと書いとくよ。株主総会はお前が議長だから、バンバン壇上で立ってられないように攻撃するから！	③及び④の類型に該当する。
	警察だけでなく[REDACTED]の[REDACTED]さんも使う。マスコミも使う、俺の代表権剥奪ならマスコミ派動かないだろう。会社社員に圧力をかけて会社にでてくるなというのはマスコミがわんさと動くし動かしてみせる！お前を徹底的に叩き、弁護士事務所も叩く！どんな悪党でもここまではやらない！	③の類型に該当する。
	[REDACTED]にも言っとけ、元特捜を使い、マスコミも使って、家に帰れ、働くなというのを社会問題にする。お前の命令で動いて[REDACTED]も可哀想。本当に阿保下岡が考えることは馬鹿だな、お前の家、お前の実家にもマスコミに行かせるし、出ない場合は回り中の家に行かせる！	③、⑤の類型に該当する。
	明日は、お前のところの弁護士と話す気はないと[REDACTED]に言っとけ！俺はお前を血祭りにする為に動くから！	⑤の類型に該当する。
2024年8月28日	昨日[REDACTED]弁護士に会って話しは、・・・お前の逮捕の話だけだった。背任の最高刑7年の実刑を必ず勝ち取るとの事！財産は全て没収するから、お金が全て没収されて、[REDACTED]には行けなくなる。当然[REDACTED]も[REDACTED]には行けない。まあ世間で家族は入れなくなり、務所を出た後は働き口はなく、騒がれ[REDACTED]は生きていかれなくなり、下岡と別れるやろうと話しておられた。逮捕は俺に任せてと、運転手の分際によくこんな事をしたものだと物凄く腹を立てていらっしやっただ！！可哀想に俺に嫉妬にくれた阿保下岡！！	①、②、⑤の類型に該当する。
2024年8月29日	お前の逮捕は[REDACTED]さん曰く、8月頃逮捕だとの事！	①の類型に該当

		する。
	月曜日に警察に行って、警察沙汰にする！これで社員への圧力はできなくなる。恥ずかしいな、来年の 8 月に逮捕される前に警察沙汰か！	①の類型に該当する。
2024年8月30日	俺は、やれる全てをかけてお前が代表の時お前を潰す！絶対にお前がムショから出て来ても勤務先もないだろうな、■■■■の周辺も皆んなお前の事を知って大変だ！	①、②の類型に該当する。
	刑務所に入っている間に何遍も特集を組んで、お前の■■■■の周辺、学校も含め、■■■■の周辺、学校も含めて、俺を怒らせれば、怒らせるほど俺もヒートアップする。なんせ全てのテレビ局を買収するからなあ！俺をお前にメールを送るのが楽しみ！	①、②、③の類型に該当する。
	俺の弁護士をお前らに合わせる必要はない。来年の 8 月に最高刑 7 年で逮捕される下岡よ！	①の類型に該当する。
2024年9月2日	来年の 8 月に逮捕される最高刑 7 年の下岡、楽しい事をしてる下岡毎日送ってやるから覚悟しな！	①の類型に該当する。
	なあ来年の 8 月に逮捕され最高実刑 7 年もくらう阿保の下岡、何遍でも毎日メールしてやるから！	①の類型に該当する。
	お前のおかげで、ホテルを貸切ってたのしくさせてもらっているよ来年の 8 月に最高刑 7 年で逮捕される下岡、お前らが元気のは、再来週までで、刻々迫って来る恐怖に第 4 週から怯えまくるよ。下岡お前のおかげでホテルでのんびりしている！	①、④の類型に該当する。
2024年9月3日	こちらも弁護士の臨時株主総会の段取りが終わった！	④の類型に該当する。
	しばらくしたら連絡が行く。俺は復帰して 30 億円の空売りで儲け、お前達を刑務所にかせる仕事をしてする！	①、④の類型に該当する。
2024年9月4日	D が創育の■■■■こ■■■■■■■■にビルに行かせたみたいだけど、あのビルはエスサイエンスのもの、東大、京大コースの連中には、映像取るなな指示しているから、裸の大様下岡は何をやっているのか実刑 7 年の男は、相変わらず阿保	①、⑤の類型に該当する。
	また明日実刑 3 年の福島と実刑 7 年の阿保同士がなんか考えて、一日一日が過ぎ臨時株主総会が来るのになんかまたやるのかなあ阿保の 2 人が	①、④、⑤の類型に該当する。
2024年9月10日	下岡か、倉庫の運営は創育にとって非常に重要だ、株主総	①、②、③、④、

	<p>会まで俺は毎日のように倉庫に行くぞ、それを遮ぎることはできない。・・・よく覚えとけ、お前の取るに足りない頭脳で世界一天才の神に使える俺に勝てるわけがない。お前は単に浅はかな欲望の為に生きていて、俺は神のもとで働き、国民、世界の人々のために働いている。神は自分の欲望の為に働いているお前を抹殺される。外部の人たちは、俺と頻りに連絡と取り支援している。自分の欲望の為に反乱を起こしたお前には、誰も支援しないだろう。本当にお前は神様から罰されるぞ、あの世に行ってもずっと、地獄で悶え苦しみながら生きていく。・・・誰が見てもお前えは外道、だから外部の人間は誰もお前を支援しない。・・・お前は来世を知らない、必ず地獄で悶え苦しむ、お前の家族も間違いなく悲惨な人生になる、■■■■も辞めなければならなくなる。資産も押さえられるから、■■■■も払えない。当然金銭で■■■■も■■■■に行けない。■■■■は結婚も出来なくなる。お前には、将来を予見する能力はないのか、そうだなあ、いつも物事の先をみる力はないものなあ。早くこんな馬鹿な事は辞めて、俺に代取を返せば、■■■■も結婚できるだろう。俺が許してやる。俺は全てのテレビ局を買収するから、何でも出来る。早く俺に詫びを入れにこい。■■■■だけは、結婚できるようにしてやる。将来地獄で悶え苦しむ下岡よ！</p>	⑤の類型に該当する。
	<p>早く代取から降りろ、さもなければ■■■■、結婚できないぞ。明日の会議はお前の代取を降りる事と俺の代取復帰をやれ。</p>	②の類型に該当する。
2024年9月12日	<p>弁護士と打ち合わせて俺の勘違い側わかった、お前を俺は地獄の果てまで追っかけ、お前の親戚、お前の家族をぐしゃぐしゃにしてやるからなあ。・・・お前が酒好きで飲みまくっていたのを今回暴露させてやるからなあ？死ぬ下岡、地獄に落ちれ！</p>	②、⑤の類型に該当する。
	<p>毎日前には最高刑 7 年の刑で地獄を見せ、刑務所を出て来てから、地獄を見せる、テレビでガンガンお前の特集をやり、家族、親戚に地獄を味合わせる！</p>	①、③、⑤の類型に該当する。
	<p>来年の 8 月お前を東京地検に逮捕させ、損害賠償請求をさせるから、■■■■の■■■■を払えないから■■■■、かわいそうやなあお前が父親でお前の■■■■は、犯罪者で死ぬまで地獄</p>	①、②、⑤の類型に該当する。

	を味わう下岡！	
	何もしない下岡が飲みだけに自分から率先していった事実が刻明に書かれていて死ぬしかない。早く死ねや、嘘つき実刑 7 年の阿保やろう！	①、⑤の類型に該当する。
2024年9月14日	弁護士は、お前の臨時株主総会事はどうなるかを全く考えていない。10 万円ぐらいで死ぬような営業をさせてやる、営業がない場合はゼロ円で働かせる！	④の類型に該当する。
	必ず臨時株主総会後は、仕事を一生懸命にしていた、俺に給料を払わなかったから下岡お前は、仕事をさせながら給料なしにするから懲役 7 年の阿保の下岡	①、④、⑤の類型に該当する。
??	明日でちょうど 4 週間か、刻一刻と臨時株主総会が待っているなあ、実刑 7 年の阿保よ、お前の無能が全て巻き起こしたなあ、大学も当時阿保大学、現在も知識も強要もない奴だから、こんな不幸を招いた、結局知ったかぶりば阿保、 ■■■ も ■■■ もこんなカスみたいな父親をもって不幸過ぎる悲しいなあ阿保な下岡よ、実刑 7 年の阿保の下岡さらばよ	①、②、④、⑤の類型に該当する。
	・・・阿保の下岡が天才の俺に勝てるわけがない実刑 7 年の阿保下岡。お前が雇った弁護士も阿保やなあ！お前に仕事はさせずに毎日こらせて、嫌がらせするか楽しみ。10 万円で給料を払って仕事をさせるとか、お前の弁護士は、臨時株主総会のお前の立場を全く考えていない。・・・10 万円ぐらいで死ぬような営業させてやる、営業がない場合はゼロ円で働かせる！	①、④、⑤の類型に該当する。

福島氏に対する暴言等

日時	内容	評価
2024年7月19日	役所に行くぐらいしか仕事ないから、7月から給料10万円だから！	④、⑤の類型に該当する。
	仕事を見つけて給料についてもっと給料を上げてと主張したら、非常勤監査役は7月から5万円、10月から仕事をしなければ、お前は5万円になるぞ！	④の類型に該当する。
	臨時株主総会が終わったら給料が5万円に減らされないように今から仕事を見つけたら、不動産の運用でも役員会に提案でもしたら！	同上
	7月分の給料30万円は払い込み済であるから8月分から10万円になる！	同上
	下岡は■■■■で何兆円も利益を上げる買機会を与えなかった事について損害を与えたという事で民事裁判を日本の4代弁護士事務所を使ってやる。■■■■法律事務所を使って、日本で唯一の元検事がいる弁護士事務所を使って逮捕させる。100%逮捕される。有罪になるかは別に必ず逮捕される。下岡についでして、会社の利益を毀損したと■■■■法律事務所にいうからお前も逮捕されるようにことを勧める、テレビにも出るから、家族も親戚も悲しむぞ、お前は2番手だから、恐らく起訴はされないだろう。まあ逮捕は免れないから覚悟しとけよ！	①、②、③の類型に該当する。
	お前の人生は、終わったなあ。何もできない、しないお前に給料を払い続けた、会社の損害は億にもものぼる。それなのにこの様な仕打ちをして、決して許されないからなあ、俺のお前に対する報復を楽しみにしとけよ！	①及び「俺のお前に対する報復」という点は⑥の類型に該当する。
	下岡同様、株を買うチャンスを引き伸ばされて何兆円もの損害をお前も与えと言って、損害賠償請求をしてやるから、これは100%こちらの勝ちだから、お前の財産はないやろうけど、お前のある財産は全て没収するからなあ！	①の類型に該当する。
	岩田、浪川にもお前達同様逮捕される事は伝えた。グッドラックベイビー、さよなら！	①の類型に該当する。
2024年7月20日	月曜日に下岡を会社に株式が買えなかったという事で、	①、④の類型に該

	民事の損害賠償で訴えるための取締役会をやる。お前は監査役だから責任限定契約だから訴えられない。どうせ否決するだろうけど、否決したという証拠を残して10月15日の臨時株主総会の時に認める。お前は仕事が9月には、何も無くすから一万円だなあ！	当する。
	今回の取締役会は、当然否決されるけど、刑事事件での逮捕の一つの証拠にする！	①の類型に該当する。
2024年7月30日	何故お前らが会社に損害を与えて背任で逮捕されるか説明するから、刑事裁判の弁護士に聞けばすぐわかるから！	①の類型に該当する。
2024年7月31日	背任は刑法第247条	同上
2024年8月14日	下岡の議案に賛成したらお前の今までの給料に対して議題にあげる。年間での業績で、社員も社長の給料を判断すべき時でもお前は殆ど働いていないから、働いた金額以外は、相当な金額を請求することになるぞ！	①の類型に該当する。
	いい加減目（絵文字）を覚まさないで、自分が痛い目にあうぞ！	⑥の類型に該当する。
	中間決算は黒字決算、阿保の下岡と縁をきらないと破滅するぞ、お前の給料の返還請求とかはくだらないからやらない！	⑤の類型に該当する。
2024年8月15日	お前は常勤取締役だから、非常勤取締役とは違って毎日会社に入るからやはり会社に損害を与えたからやはり逮捕させるしか仕方がないなあ。今日も下岡の提案に対して勢い込んだから！	①の類型に該当する。
2024年8月21日	コマーシャルが流せない。警察ではなく、検察を呼んで下岡を逮捕させる、被害1兆円。お前も検察に逮捕させる。テレビに会社が出て一斉捜査されても構わない！	①、③の類型に該当する。
	阿保の福島、役員会をやりたければ弁護士を立ち合わせなければいけないから都合がつくかどうかの確認せよ、いいか阿保の福島！そういうことも考えて役員会をやらなければならないぞ！	⑤の類型に該当する。
2024年8月23日	からお前がうちに来たいという事でこさせただけで、お前見たいな仕事ができない奴はいらないぞ、能無し男	⑤の類型に該当する。
	会社が空売りできないようにするから下岡は俺は逮捕されない、だから監査役3人も逮捕されないと思っていた	①の類型に該当する。

	<p>だろうが、それは間違いで、会社の代わりに俺が空売りして利益を上げた瞬間に下岡は逮捕。・・・お前もしっかり逮捕されるからな！</p>	
2024年8月24日	<p>来年の株主総会からお前の給料は残念ながら一万円。どうせ常勤監査役の仕事もできないし、仮に辞めて不動産会社に勤めても、まあどこも能力のないお前を仮に雇ったとしても信じつとしてこんな事やったと伝える。まあ逮捕されるから雇うこともないだろうが、 の時をお前は何も知らない。・・・お前は本当に不動産は能力ないな。まあ常勤監査役の仕事も能力ないから、Gだけでなく、 も常勤監査役にするからあいつらと競争してみろ、お前が最も監査役として能力がない事がわかる！</p>	④、⑤の類型に該当する。
	<p>3ヶ月以内に背任で逮捕させる準備はできたから、お前も逮捕される、というよりお前も逮捕させる！</p>	①の類型に該当する。
	<p>30億円運用させろと言ったのをお前らが拒否したから、俺が運用できるようになったら、30億円を運用する。すると10億円の利益は出せるからお前らは10億円もの損害を与えた事になり、お前らは下岡始め4人が逮捕される。10億円の背任なる！</p>	①の類型に該当する。
	<p>下岡は馬鹿だから、俺が大株主として臨時株主総会をやる。年内いっぱいぐらいにやれると思うけど、それで代表解任して終わり。お前のところの弁護士には、金曜日に伝えた。弁護士はわかっていた、聞いてみる！</p>	④の類型に該当する。
2024年8月25日	<p>この前の臨時株主総会の日程の10月15日に臨時株主総会が行われ、下岡が代表を解任される。臨時株主総会をやるのが俺に変わっただけ。30億円の運用での利益は90億円もの利益日本なるから、下岡の会社に対する損害が90億円になるから最高実刑の7年になる。90億円もの損害を与えたからお前も、非常勤の岩田も浪川も実刑をくらう。阿保の下岡について大変な事をしたな。</p>	①、④の類型に該当する。
2024年8月28日	<p>昨日元特捜の 弁護士のところに今回の件を相談に行ったら、下岡の逮捕して件に話しが及び単なる運転手がよくもこんなことをしたと驚いていて下岡は背任の最高刑7年ぶち込める下岡に同町した3人は実刑3年、執行猶予5年から7年やろうとの事、お前阿保の下岡に振り</p>	①の類型に該当する。

	回されて、人生を駄目にして大変だなあ！	
2024年9月1日	株主総会は当初の予定通り10月15日になった。社員全員が俺と連絡を取るなど言っているのに従っているから社員全員首、老松は売却することになったから、行く必要はない。・・・ずっとお前を監視（絵文字）させる、俺を監視しているように、後一カ月半か、あつという間にくるなあ、どうやっていたぶろうか、早く辞めた方が身の為になるかも、おさらば阿保の福島。後2年弱の任期たっぷり可愛がらせて貰うよ。来年の6月の株主総会まで今の給料は、保証されるけど、その後は俺が給料決められるから、一カ月5000円。何もせずに時間給5000円だから高いやろう。・・・	④、⑤の類型に該当する。
2024年9月2日	あまり偉そうにするなよ。お前の命も10月15日の株主総会で俺が復帰するから、そのあと酷い目に合わせるから待っていな、背任違反で3年は来年の8月逮捕される福島、今の状況では間違いなく実刑3年、背任の金額は60億円になるから！・・・毎日お前に、逮捕されるぞのメールを送ってやるから！！	①、④の類型に該当する。
2024年9月3日	こちらも臨時株主総会の段取りが終わったぞ、もうすぐ連絡がいくから。今から俺の仕事は30億円でいかに空売りで儲け、お前達を刑務所に行く為に頑張る	①、④の類型に該当する。
2024年9月4日	臨時株主総会の段取りは全て終わりその日を待つだけだよ、お前達の素晴らしい人生は終わり、地獄の人生が待っている。俺が大株主だからこうなる事はわかっていたはずだろう、弁護士に聞けば、お金を貰う為に弁護していたのは当たり前やろ阿保の福島	④、⑤の類型に該当する。
	お前が逮捕され家族親戚大変だなあ、本当に家族に迄迷惑かけて、下岡代表迄しなかったら、まだ執行猶予でお前達も何も分からなくてやっと同じ上されたのに、俺が臨時株主総会で復帰すると阿保だから知らなかったんだろうな、無知は怖いなあ。・・・	①、②、④、⑤の類型に該当する。
	お前ごときが、廊下ですれ違った時、大きな声を出したなあ、お前が逮捕されてから、徹底してお前の家族、親戚俺はテレビ局を全て買収するから、テレビでガンガンお前の特集をしたり、お前の家族親戚に会って取材をさせ、テレビ全局で流してやるから覚悟しな、阿保の福島	①、②、③、⑤の類型に該当する。

	明日も実刑 7 年の下岡と何か阿保の事を考えてやるのか 実刑 3 年の福島	①の類型に該当する。
2024年9月19日	火曜日にお前に送ったメールを、全社員、創育、老松の社員全員に送ってやったぞ、皆んな下岡は刑務所から出て も大変な人生を送り家族も大変な人生を送る事に対して、俺の仲間も社長を裏切ったら大変な人生になると怯えていた。皆んなお前を今や軽蔑している。人間のクズ、だと。定期的にお前に送ったメールを全社員に送ってやるよ。そして軽蔑されるよ。カスの下岡と・・・	①、⑤の類型に該当する。
2024年9月21日	・・・今思いついたが、お前のお前の弁護士達同様にお前を で拡散させるのも一つのでやなあ、単なる運転手の反乱、結構、 で人気かするかも、まあ本番はお前が逮捕されてかの買収した全てのお前の家族への攻撃だけどなあ、俺はこれを楽しむ人生だから、裏切りものは絶対に許せない、このメールも社員には送ってやるから、	①、②、③の類型に該当する。
	お前も に載せて阿保な監査役福島、家族、親戚中に知れ渡るぞ、なかなかいいアイデア、既に にあげる奴は用意してある	同上
	福島にも で徹底的にお前同様叩く旨伝えたし、税理士の岩田、浪川は顧客を失う。実刑 7 年の阿保の下岡と縁を持ったお陰で人生ぐじゃぐじゃ、福島、岩田、浪川の家族に恨まれるぞ。本当に、お前は阿保、阿保、阿保、阿保阿保、阿保、阿保、阿保、阿保	①、③、⑤の類型に該当する。
	お前もしっかり に下岡と同時に載せてやるから 実刑 3 年の福島	①、③の類型に該当する。
2024年9月23日	実刑 3 年の福島、お前も何一つ不動産で仕事をしていないよな、10 月から給料ができないからよそで働くにしても、不動産ができなければ働くところないよなあ、創育、老松をはじめ、お前がそんな何も役に立たない人間だということメールしとくなあ	①、④の類型に該当する。
2024年9月24日	お前の逮捕を早める、来年の 8 月を当初考えていたが、もっと早い時期に逮捕させる。福島、岩田、浪川も当然同時期に逮捕される。	①の類型に該当する。
	本当にお前が、馬鹿弁護士のヨクの深い奴ら連れて来なかったら、ここまでこじれなかったぞ、実刑 3 年の阿	①、⑤の類型に該当する。

	保福島!	
--	------	--

岩田氏に対する暴言等

日時	内容	評価
2024年7月4日	東証もほとんどの会社は俺個人が買収する。お前は本当に税理士か、株主総会を開く。	④の類型に該当する。
	お前に、監査を頼むと言ったら、あいつでできるのかと言っていたぞある税理士が、監査はよろしく頼むぞ！！取り敢えず株主総会でも常勤監査役と非常勤監査役を入れて監査役を固める！	⑥の類型に該当する。
	本当にお前は馬鹿だなあ、税理士ともあろう人間が東証は、上場していて商いができることも知らないのか！	⑤の類型に該当する。
	・・・うちの監査役は、お前の東証の事といい、浪川の馬鹿な見解といい、どうにもならないから臨時株主総会を開いて監査役を増やす。俺も監査役会に色んな意見をいう。下岡より、お前達より税務ではなく公認会計士の処理は詳しい！	④、⑤の類型に該当する。
	浪川の電話番号をメールで教えろ、役員なんだから社長の俺は知る権利会社ある。阿保らしくてもうエルアイイーエイチで██████は買わない、これも阿保の浪川に言っとけ、まともな意見を発言するようになると、ましてや税理士の免許もっているから、こういう言い方はしない。岩田君、浪川君と言った言い方を。今後の監査役としてのレベルアップを期待する。あまりにも低次元な監査役会だから！	監査当委員会に対して「あまりにも低次元」とメッセージを送っている点は、⑥の類型に該当する。
2024年7月19日	民事は非常勤監査役には、限定契約があるが刑事事件にはない、私が20年近くこいにしている元検事がいる日本唯一の法律事務所がある、██████法律事務所で、会社に投資の機会を損なったとして、下岡は民事で訴えるけど、下岡、福島、岩田、浪川は刑事事件で逮捕させる、テレビでも放送されるから、家族も親戚も大変だ。覚悟しといてよ！	①、②、③の類型に該当する。
2024年7月20日	月曜日に会社に株式を買うチャンスを失わせたとして民事で損害賠償を負わせる為の取締役会を開く。反対されて却下される。監査役は限定責任だから訴えられない。10月15日の臨時株主総会では下岡を民事で訴えられる	①の類型に該当する。

	のが認められる。今回の取締役会の目的は監査役が全員反対した証拠を残す。刑事事件で逮捕する為の一つの証拠にする！	
2024年8月23日	会社で空売りできないから下岡は逮捕されないと思っているけど俺が会社の代わりに空売りをして儲けられたら下岡は逮捕される。下岡から会社が空売りできないから逮捕はないと言われていたと思うだろうけど、お前も浪川も逮捕される。しかし起訴されないだろうから税理士はやれないようにする。どうするかというと、子育て支援、年金支援、生活に困っている人達を助ける俺に対して、こんな酷いことをしてきたと放送で流したり、マスコミに流して、税理士がやれなくする。事実を伝えるだけだから問題ない。なんせテレビ局を買収するから、俺が空売りしてお前を逮捕すると言ったら足を震わせてしまいには逃げるように会社を出て言った。あくまでも下岡にのせられてやったのだから8月いっぱいまでに謝ってきたら許す。よく人生を考えろ！	①、④の類型に該当する。
	お前と浪川は若いし、税理士というちゃんとした立場もあるから徹底に潰す、 ■■ も ■■■■ にもこんな悪い事やってお父さんだと思わせてかつ仕事もできなくなり、陰でひっそり生きろ、俺はしつこいて死ぬほど執念深いよ！	②、⑤の類型に該当する。
	どうせ謝りに来ないだろうから、臨場感がないから、恐怖がないだろうけど、お前ら2人を税理士の仕事が出来なくするのが、俺の暇つぶしの仕事。阿保の下岡によくついていくなあ！	④の類型に該当する。
	お前達の顧客を探偵を使って調べさせ、お前達の顧客をただで税務を俺の税理士にやらせるとお前達の顧客はゼロになる。何年も続けてやる。よその税理士事務所に務めたら辞めさせるようにもの凄い圧力をかけてやる。俺は全て出来る男だから。少しはお前達の将来の臨場感がでてきただろ。どこまでも追っかけて行くからなあ！	④の類型に該当する。
2024年8月24日	3ヶ月以内に背任で下岡を逮捕させるから、お前も浪川も逮捕させる。月曜日から準備は整った、来週中に謝ってきたら逮捕させない	①の類型に該当する。
	30億円を株式で運用させろと言ったから、俺が30億円	①の類型に該当

	運用できるようになったら 10 億円は利益を出せるから、10 億円の利益を出せる機会を失ったから会社に 10 億円存させた事になり、お前らも 10 億円会社に損害を与えた事になり逮捕される！弁護士を別に雇って相談したら、俺の言うとおりでから！	する。
	大株主として臨時株主総会を俺が開く。12 月末までには開けると思う。そしたら下岡は代表を下ろさせて終わり。お前達の弁護士には昨日言ってわかっていた。浪川にも言っとけ。・・・お前らが助かる道は、来週いっぱい俺の方についてこの転覆劇を元に戻すしかない。お前達も聞いていたろ！俺が臨時株主総会をやると 3 人の弁護士に言ったのを！	④の類型に該当する。
2024年8月25日	前のままの日にちの 10 月 15 日に臨時株主総会が行われ、下岡代表取締役解任。通常に戻る、今週に俺の方について、下岡を解除しよう。そうしたら逮捕させない。30 億円使わせなかった損害額は 90 億円になり、下岡最高実刑の 7 年実刑。お前達も 90 億円の損害に関わったから逮捕だけでなく 3 年の実刑をくらう！	①、④の類型に該当する。
2024年8月28日	昨日元特捜の ■■■ 弁護士のところに今回の話しをしたら、話しは下岡を含めお前達の逮捕の件が中心にはなり、下岡は背任の最高だったの 7 年下岡以外は 3 年の刑で執行猶予がつき、5 年から 7 年の執行猶予になるだろうとの、俺が東京地検を動かして完璧になるからとの事！哀れだね。あんな下岡について人生某に振って来年の 8 月には逮捕される 4 人とも！	①の類型に該当する。
2024年8月29日	まずお前達が逮捕されるのは元特捜部の ■■■ 弁護士の弁、次に俺が労基書に行って、創育の社員が束縛されているのを訴えて。労基書に入らせる、月曜日に警察に行って、警察でもないのに、携帯の俺との連絡を取らせないと行って、警察沙汰にする！浅はかな事ばかりやって阿保やな！	①、⑤の類型に該当する。
	逮捕は来年の 8 月だから楽しみに待っとけよ！	①の類型に該当する。
2024年9月2日	来年の 6 月に背任の実刑で下岡最高刑 7 年.福島、岩田、浪川三年の実刑、なんと 60 億円の利益を儲けるチャンスを失わせたから、刑務所、楽しみにして！	①の類型に該当する。

	下岡のおかげで社長室を封鎖されたけど、・・・来年の8月に逮捕されて3年の実刑を食らう監査役の皆様！	①の類型に該当する。
2024年9月4日	臨時株主総会の段取りは全て終わりその日を待つだけになったからなあ、俺がこうなる事は俺が大株主だからわかっていたはずだろう、3年実刑を食らってその後の人生もない、家族の人生もなくなり大変だなあ	①、②、④の類型に該当する。